

◆ バリアフリー法第17条に基づく認定 ◆

バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）に基づき、建築主等は、病院、劇場、店舗などの特定建築物の計画が「建築物移動等円滑化基準を超え、かつ、建築物移動等円滑化誘導基準」に適合する場合、所管行政庁の認定を受けることができます。

特定建築物 【認定申請できる建築物】

- 1 学校
- 2 病院又は診療所
- 3 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 4 集会場又は公会堂
- 5 展示場
- 6 卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 7 ホテル又は旅館
- 8 事務所
- 9 共同住宅、寄宿舎又は下宿
- 10 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 11 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 12 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
- 13 博物館、美術館又は図書館
- 14 公衆浴場
- 15 飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 16 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 17 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの
- 18 工場
- 19 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 20 自動車の停留又は駐車のための施設
- 21 公衆便所
- 22 公共用歩廊

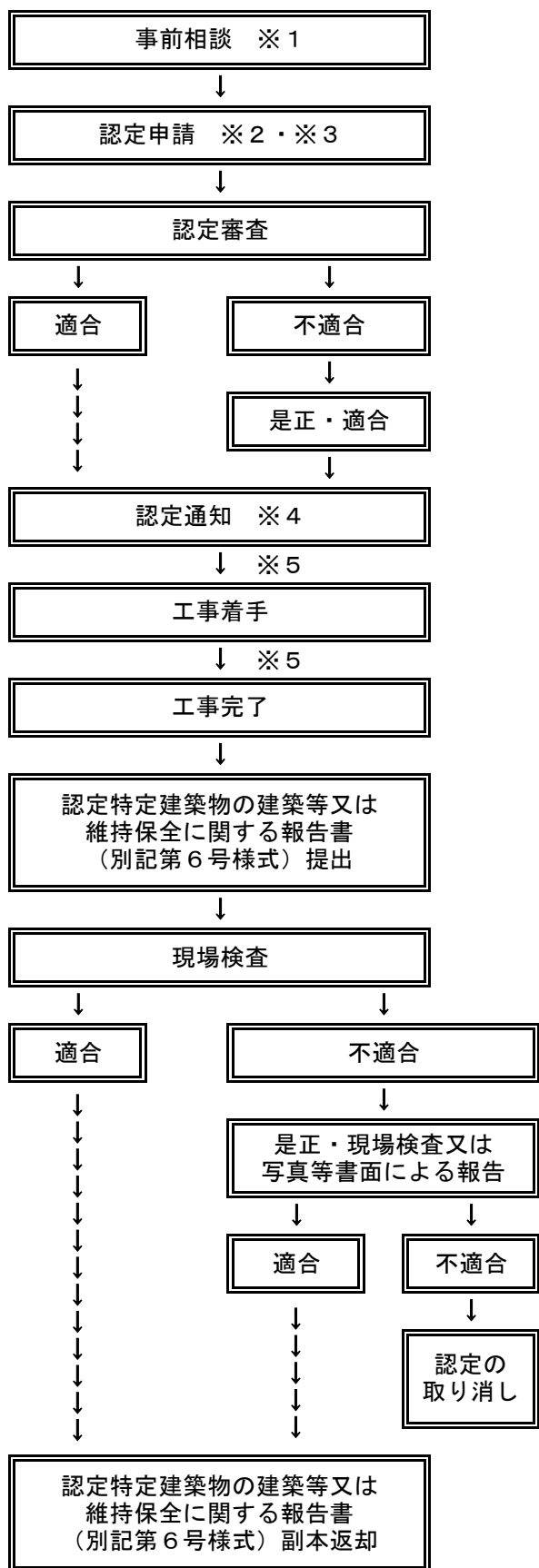
▼大田区ホームページURL 大田区トップページ「生活情報」⇒住まい・まちなみ・環境⇒まちづくり⇒福祉のまちづくり
<http://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/sumaimachinami/machizukuri/fukushi/ootaku/index.html>

【お問い合わせ先】

大田区 まちづくり推進部 建築審査課 建築指導担当
〒144-8621 大田区蒲田五丁目13番14号
電話 03 (5744) 1334 F A X 03 (5744) 1530

《注意》延床面積1万㎡を超える建築物の整備基準等については、東京都都市整備局市街地建築部建築企画課がお問い合わせ先になります。大田区では、届出書類等の経由事務のみとなります。

▼ 手続きの流れ ▼



※1 必須ではありませんが、疑義がある場合や事前審査を希望される場合等、状況に応じて実施してください。手続きをスムーズ進めるためにも実施されることをお勧めします。

※2 認定申請先

建築物の規模	認定申請先
敷地内に延床面積 1万㎡超の建築物がある場合	東京都 都市整備局 市街地建築部 建築企画課 (*)
上記以外	大田区まちづくり推進部 都市計画課 計画調整担当

* 大田区を経由して提出しますが、提出する書類の書式等、お問い合わせ先は、東京都になります。

※3 原則として、着工前に認定を受けてください。特に、容積率の特例を受ける場合は、確認申請前の認定が必要です。この場合、確認申請の手続きについては、建築物移動等円滑化基準適合状況の確認を確実に行うため、できる限り区で行うようお願いしています。指定確認検査機関で確認申請の手続きを行う場合は、建築物移動等円滑化基準適合状況がわかる書類の提出を求めています。

※4 誘導基準に適合している場合は、認定通知書の交付及び認定申請書（副本）の返却を行います。

※5 計画に変更が生じた場合は、認定申請と同様に変更認定申請の手続きが必要です。申請先については、上記※2と同様です。変更後の計画内容が誘導基準に適合している場合は、変更認定通知書の交付及び変更認定申請書（副本）の返却を行います。

* 変更認定申請の他、建築主等の変更、申請の取り下げ及び事業の取り止めが生じた場合にも届出が必要です。

左図は、手続きの流れの概要です。

手続きの進め方等、詳細については、認定申請をする建築物または認定を受けた建築物の規模により、上記『※2 認定申請先』の認定申請先に、それぞれお問い合わせください。

▼ バリアフリー法認定 届出書類等一覧 ▼

種別	提出書類		提出部数						
	種類	明示事項等							
1 認定申請	<input type="checkbox"/> 認定申請書 (第3号様式)《*》	※提出書類は、以下の明示事項のほか認定申請書の(注意)及びバリアフリー法認定チェックシートの(注意)を参照のうえ、作成してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正本：1部 ・ 副本：1部 (正本の写し) 						
	<input type="checkbox"/> バリアフリー法認定 チェックシート《*》								
	<input type="checkbox"/> 付近見取図	・ 方位・道路・目標となる地物 等							
	<input type="checkbox"/> 配置図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 縮尺・方位・敷地の境界線・土地の高低・敷地の接する道等の位置 ・ 特定建築物及びその出入口の位置 ・ 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機の位置 ・ 敷地内の通路の位置及び幅(段・傾斜路若しくはその踊場を有する場合は、それらの位置・幅を含む。) ・ 敷地内の通路に設けられる手すり、点状ブロック等及び線状ブロック等の位置 ・ 敷地内の車路、車寄せの位置及び駐車場の位置 ・ 車いす使用者用駐車施設の位置及び幅・案内設備の位置 等 							
	<input type="checkbox"/> 各階平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 縮尺・方位・間取・各室の用途・床の高低 ・ 特定建築物の出入口の位置及び幅・各室の出入口の位置及び幅 ・ 出入口の戸の開閉方法・廊下等の位置及び幅 ・ 廊下等に設けられる点状ブロック等及び線状ブロック等の位置 ・ 廊下等に設けられる高齢者、障害者等の休憩設備及び突出物の位置 ・ 階段の位置、幅及び形状(踊場の位置及び幅を含む。) ・ 階段に設けられる手すり及び点状ブロック等の位置 ・ 傾斜路の位置及び幅(踊場の位置及び幅を含む。) ・ 傾斜路に設けられる手すり及び点状ブロック等の位置 ・ エレベーターその他の昇降機の位置 ・ 車いす使用者用便房がある便所の位置 ・ オストメイトが設置された便房がある便所の位置 ・ 腰掛便座及び手すりの設けられた便房(車いす使用者用便房を除く。)のある便所の位置 ・ 床置き式小便器及び壁掛式小便器等のある便所等の位置 ・ その他の便所の位置・車いす使用者用客室の位置 ・ 駐車場の位置・車いす使用者用駐車施設の位置及び幅 ・ 車いす使用者用浴室等の位置・案内設備の位置 等 							
	<input type="checkbox"/> 縦断面図	<table border="1"> <tr> <td>階段又は段</td> <td>・ 縮尺・けあげ、踏面の構造及び寸法 等</td> </tr> <tr> <td>傾斜路</td> <td>・ 縮尺・高さ・長さ・踊場の踏幅 等</td> </tr> </table>		階段又は段	・ 縮尺・けあげ、踏面の構造及び寸法 等	傾斜路	・ 縮尺・高さ・長さ・踊場の踏幅 等		
	階段又は段	・ 縮尺・けあげ、踏面の構造及び寸法 等							
	傾斜路	・ 縮尺・高さ・長さ・踊場の踏幅 等							
	<input type="checkbox"/> 構造詳細図	<table border="1"> <tr> <td>エレベーター その他の 昇降機</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 縮尺 ・ かご、昇降路及び乗降ロビーの構造(かご内の停止予定階の表示装置、かごの現在位置の表示装置、乗降ロビーの到着するかごの昇降方向の表示装置、かご内及び乗降ロビーの制御装置の位置及び構造を含む。) </td> </tr> <tr> <td>便所</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 縮尺・車いす使用者用便房のある便所の構造 ・ 車いす使用者用便房の構造 ・ オストメイトが設置された便房の構造 ・ 腰掛便座及び手すりの設けられた便房の構造 ・ 床置き式小便器及び壁掛式小便器等の構造 等 </td> </tr> <tr> <td>浴室等</td> <td>・ 縮尺・車いす使用者用浴室等の構造 等</td> </tr> </table>		エレベーター その他の 昇降機	<ul style="list-style-type: none"> ・ 縮尺 ・ かご、昇降路及び乗降ロビーの構造(かご内の停止予定階の表示装置、かごの現在位置の表示装置、乗降ロビーの到着するかごの昇降方向の表示装置、かご内及び乗降ロビーの制御装置の位置及び構造を含む。) 	便所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 縮尺・車いす使用者用便房のある便所の構造 ・ 車いす使用者用便房の構造 ・ オストメイトが設置された便房の構造 ・ 腰掛便座及び手すりの設けられた便房の構造 ・ 床置き式小便器及び壁掛式小便器等の構造 等 	浴室等	・ 縮尺・車いす使用者用浴室等の構造 等
	エレベーター その他の 昇降機	<ul style="list-style-type: none"> ・ 縮尺 ・ かご、昇降路及び乗降ロビーの構造(かご内の停止予定階の表示装置、かごの現在位置の表示装置、乗降ロビーの到着するかごの昇降方向の表示装置、かご内及び乗降ロビーの制御装置の位置及び構造を含む。) 							
便所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 縮尺・車いす使用者用便房のある便所の構造 ・ 車いす使用者用便房の構造 ・ オストメイトが設置された便房の構造 ・ 腰掛便座及び手すりの設けられた便房の構造 ・ 床置き式小便器及び壁掛式小便器等の構造 等 								
浴室等	・ 縮尺・車いす使用者用浴室等の構造 等								
<input type="checkbox"/> 変更認定申請書 (第3号様式)《**》	『1 認定申請』と同じ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正本：1部 ・ 副本：1部 (正本の写し) 							
<input type="checkbox"/> バリアフリー法認定 チェックシート《*》									
<input type="checkbox"/> 付近見取図									
<input type="checkbox"/> 配置図									
<input type="checkbox"/> 各階平面図									
<input type="checkbox"/> 縦断面図									
<input type="checkbox"/> 構造詳細図									
<input type="checkbox"/> 変更箇所一覧			・ 様式なし。任意様式で作成。						
<input type="checkbox"/> 建築主等の変更届 (第5号様式)《**》			建築主等に変更が生じる場合に提出						
<input type="checkbox"/> 取下げ届 (第7号様式)《**》			計画の認定又は計画の変更認定の前に申請を取り下げる場合に提出						
<input type="checkbox"/> 取り止め届 (第9号様式)《**》	認定特定建築物の工事を取り止める場合に提出 認定通知書又は認定通知書及び変更認定通知を添付								
<input type="checkbox"/> 認定特定建築物の建築等 又は維持保全に関する 報告書(第6号様式) 《**》	認定特定建築物の工事完了後に提出 この報告の提出により、現場検査を実施								

《*》高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則に規定する様式

⇒東京都ホームページからダウンロード

<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/kenchiku/bfree/>

《**》大田区高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則に規定する様式

⇒大田区ホームページからダウンロード

大田区トップページ「生活情報」⇒住まい・まちなみ・環境⇒まちづくり⇒福祉のまちづくり

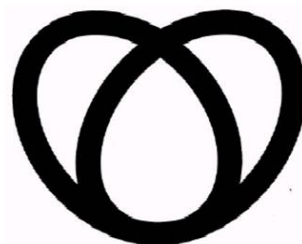
<http://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/sumaimachinami/machizukuri/fukushi/ootaku/index.html>

▼ 認定の効果とメリット ▼

■認定特定建築物のシンボルマーク

高齢者、障害者等をはじめ誰もが利用しやすいバリアフリー建築物であることを情報提供することにより、利用者にとって利便性が高い施設としての認識が広がり、施設利用が促進される効果が期待できます。

《シンボルマークの入手先》
『人にやさしい建築・住宅推進協議会』ホームページ

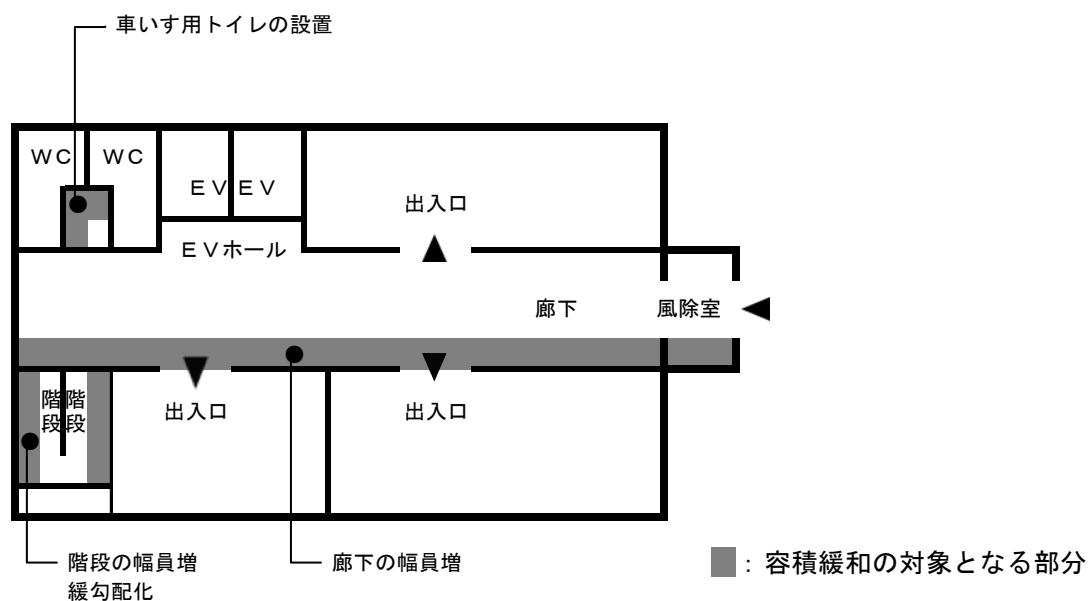


シンボルマーク

■容積率の緩和

誘導基準によるバリアフリー化を計画する場合、廊下、便所、エレベーター等の建築物特定施設の床面積が通常よりも大きくなりますが、その通常の床面積を超える部分については、容積率算定の基礎となる延べ面積に不算入とすることができます。

《緩和できる部分の例》車いす使用者用便房、廊下等、階段など
※ 廊下等にはエントランスホール・エレベーターホール・風除室を含む



■補助制度

補助制度の詳細については、東京都都市整備局のホームページにて確認できます。

《補助制度のお問い合わせ先》
東京都都市整備局 市街地建築部 建築企画課 やさしいまちづくり推進担当
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
電話：03（5388）3345（直通）